

平成20年2定防災警察常任委員会

益田委員

午前中、国吉委員から危機管理体制の強化について質疑がありました。これについては、私も何点か確認しておきたいと思っております。

この問題は、知事の提案説明でも話があり、今回の2月定例会の大きな目玉であると当局の皆さんは思っていると思います。国吉委員も予算の話に触れておりましたが、私も今まで主張したことを取り上げてもらったわけですから、今度の体制はそれなりに評価しています。しかし、何という表現がいいのかよく分からないが、我々がイメージしている体制から見ると、満腹感がないというか、何か違うのではないかという感じがしてならない。それは、行政独特の縦割り行政ということで、統括危機管理官の下に、それぞれがいるということですが、それぞれの持っているところに手を突っ込むことはしないということが大前提で、危機に関してもかなり腰が引けているというイメージしか私には持てません。

兵庫県の防災監、大阪の危機管理監などとイメージが違って、危機については何となく統括して、情報を取り合うというイメージであります。兵庫県の防災監と今度の統括危機管理官の違いは何なのか説明してください。

安全防災総務課長

兵庫県の防災監でございますが、兵庫県の防災関係の組織は、防災企画局と災害対策局の2局がございます。ただ、これは部内局でございますが、兵庫県の企画管理部が、私どもの総務部に当たりまして、その企画管理部の下部組織として防災企画局と災害対策局が置かれております。したがって、兵庫県の企画管理部長は他の局も見ますので、防災関係の防災企画局と災害対策局を取りまとめる職がないということで、防災監という防災企画局と災害対策局を取りまとめる専任の職を設置してございます。

一方、本県では、委員御承知のとおり、平成11年6月に防災局をつくり、防災関係をつかさどる専任の職として防災局長が置かれ、現在、安全防災局長となっております。

防災局が設置されました際に、当然、防災関係に関しては県庁内の総合調整ができる形になっていたわけですが、ただ、やはりそれが明確でないとか、確かに少し腰が引けているといった印象もあったかもしれませんので、今回、条例にも改めて明記いたしましたし、新たに規則をつくり、統括危機管理官を置きまして、危機管理に関しては、全庁を指示、調整できることにいたしました。その点が少し兵庫県と違うところでございます。

益田委員

私は、危機管理については、何かが起こったときに、上のボタンを押せば下まで、最前線まで様々な危機に対応できるような組織をイメージしているわけです。

ところが、そうではなく、統括危機管理官という名称が何で出てきたのか、ずっと考えていましたが、先ほどの説明でよく分かりました。各部局長を部局の危機管理官にして、各地域県政総合センター所長を地域の危機管理官にして、それをまとめるという話です。これはこれでいいと思いますが、そこでお聞きしたい。知事部局はそれでいいが、教育委員会、企業庁、病院事業庁、警察との関係はどうなるのか。

安全防災総務課長

企業庁、病院事業庁、教育委員会についても、準ずる形で統括危機管理官が各部局危機管理官を指示、調整するという形になります。

益田委員

企業庁はどういう名称になるのか。

安全防災総務課長

同様に部局危機管理官という名称になります。

益田委員

警察はだれがなるのか。本部長がなるのか。警察は、統括危機管理官の下で、いろいろな指示や連携を取って動くのか。

安全防災局副局長

県警までは今回の組織の中には考えていません。

益田委員

考えていたのは、教育委員会、企業庁、病院事業庁までですか。

安全防災総務課長

監査事務局などがあります。

益田委員

なぜ、警察の話をしたか言いますと、両部合同の質疑のときには、皆さんの横には警察の災害対策課の方がいます。その災害対策課は独自で取り組んでいます。連携するという事は分かっているが、実は、警察は危機管理については非常に重要なところで、テロなど大げさなことを考えないまでも、各署にマンパワーを持っているわけです。しかも、県の職員と違って体力のある人たちが多くいるわけです。

私は、危機管理に、このマンパワーをどのように有機的に組み入れるかが非常に重要なテーマであると以前から思っています。皆さん方が言いたいのは、危機管理対策本部ができれば、知事がいて、県警本部長が入ってきて、そこで動くであろうという話だと思うのです。しかし、そうではなく、日常的な連携となると、今の組織図からは、そこは抜けるわけでしょう。

私は警察が非常に重要であると思っていますが、いかがでしょうか。

安全防災局副局長

今回の危機管理体制の中では、警察を位置付けてはございませんが、安全防災局には県警察から出向職員が多く来ていただいておりますので、そういったことで組織的な連携は取れると認識しております。

益田委員

人事交流があるから危機管理に対応できるというのは、き弁にすぎない。このように組織をつくるときは、水も漏らさないといったことを出発点に考えなければならない。

災害対策本部ができたときのことは、私はよく分かっています。私は立場上、いろいろな出先に行くチャンスが多く、いろいろな人に話を聞きますが、土木事務所にしても、保健福祉事務所にしても、警察署にしても、みんな危機管理と言っています。

ところが、例えば、足柄消防組合のように、土木事務所1箇所に対して消防も1組合のところは非常に連携が取りやすいが、都市部になると、そうでなく、ばらけています。消防の広域化も、そこら辺の発想があると思います。

これでいいと言うことではないと私は言いたいのです。名称としては、統括危機管理官しかないのかなとは思いますが、今ここで押しついたり引いたりしても、どうしようもないことですが、足元はぐずぐずだということは指摘しておきます。要するに、マンパワーとしてはぐちゃぐちゃなんです。

実際に、いろいろな災害で頑張ってくれる自衛隊もそうだし、警察もそうでしょう。後で米軍とのことについて触れるが、要はそういう総合的なことを考えると、私は非常に抜けているところがあると思います。

神奈川県は全行政、県民に対するサービス機関のトップに危機管理専門職を置いた方がいいのではないかと、組織図としても、その方がすっきりとした図面ができると思いますが、そこまで、今はとっっても考えられませんか、ここまで来ただけで大体7合目くらいまで来たから勘弁してほしいと、こういうことなのか。

安全防災総務課長

安全防災局長は、防災危機管理関係につきましては、全庁に指示できる専任の職でございます。先ほど申し上げましたように、兵庫県は、その局を統括する専任の防災監という形にしておりますが、私どもは安全防災局長がおりますので、指示できる専任職と考えてございます。今回、それをより明確にするために統括危機管理官という形にさせていただいたということでございます。

警察本部との関係ですが、警察本部ときちんとした調整をしておりますので、先ほどのような形で申し上げましたが、現在、危機管理対策本部の下に、危機管理連絡調整会議がございまして、この中には警察本部の災害対策課長や所管部の担当代理に入っておりますので、新たに設置する危機管理対策会議についても、まだ警察には正式にお話をしていませんが、入っていただいてやっていきたいと考えてございます。

益田委員

兵庫県の体制がすべて良いとは思いません。しかし、阪神・淡路大震災という、物すごい経験をしているから、その体制はかなりきめ細かいと思います。この委員会では、こちら側としては、そういうところが抜けているから頑張してほしいということを行っているわけだから、そういうことはちゃんとした方がいいと思います。

それから、警察に聞いてみても、こういうような体制になっていくとは、全然知らないのです。皆さん方も情報を流していない。まだ出来上がらないから情報を流さないというのは、役人の独特のやり方だが、それでは危機管理に対する緊張感がないと思いました。今日明日にも、危機事象が来ないとは限らないので、こういうことは事前にやるべきです。

相模原市が政令指定都市になるという話もあるが、県内に三つの政令指定都市ができると、統括危機管理官はどういう立場になっていくのか。人口の50%近くが政令指定都市の住民になるわけだが、どういうイメージになるのか、理想像でもいいのでお答えいただきたい。

安全防災総務課長

政令指定都市との関係でございますが、現在の災害対策基本法では、発災時に、知事は各市長に指揮、命令できる権限がございまして、それ以外では様々な危機事象に対して今回やろうとしております危機管理の体制の中では、やはりどうしても県単独という

ふうになってきます。現在の地方自治法の市町村と県との関係、あるいは政令指定都市との関係でいけば、やはり協力関係で情報を連絡し合うという形になろうかと思っています。

益田委員

横浜市は横浜市で危機管理体制を取ってやっているわけです。川崎市も恐らくそういう体制は取っていると思います。今後、相模原市も当然そうなると思います。そうなることで、神奈川県は、人口の半分もしくは半分以下になる。そういう中で、県は、広域行政の中核にいるわけだから、危機管理については、政令指定都市や県警察についても考えて、手を加えておいた方がいいのではないかとこのことを提案しておきます。

それから、新たに危機管理対策課に災害消防課と総務部庁舎管理課などから業務を移管するという説明がありました。業務を一元化するということだと思いますが、ほかの業務で一元化を視野に入れて検討したところはあるのか。

安全防災総務課長

災害消防課の業務、総務部庁舎管理課の業務につきましては、先ほど御説明申し上げましたが、通信管理、原子力関係、国民保護の関係など、危機管理ということで共通性が強いものを一元化いたしました。

一方、鳥インフルエンザや食品など、いろいろな問題が起きるわけですが、そういった危機事象の問題につきましては、通常業務ということもございますので、それぞれのところでやっていただき、必要があれば危機管理対策会議などで全庁体制を取っていく方がいいと考え、そこまでの一元化は検討してございません。

益田委員

細部に入ってしまうと、違うところに行ってしまうので、この程度にしておきますが、全体を介して危機管理を見る視点と、もう一つは、今の全庁組織をまとめて機能的に動かすという二面があると思います。そこのところの両面から今後つくり上げていかないと、恐らくこれで頂上まで行ったとは思っていないだろうから、そこら辺のところをちゃんとやっていただきたいと言っておきます。

それから次ですが、幹部職員については、ホテルを借り上げて待機するとのことで、これも何だか気分としてはすっきりしないというか、何で公舎を造るくらいの勢いで、危機管理体制を取れないのかと思ったのですが、ホテルはシーツの取替えなど全部やってくれるという意味で理解はできます。

ホテルや伊勢町公舎に何人が待機して、事が起きたときに、どのように合流して頑張る仕組みになっているのか。

安全防災総務課長

現在、伊勢町公舎には、2名の安全防災局幹部職員が、夜間、休日に待機しておりますが、何かあったときには徒歩で30分ほどかかります。橋が途中で落ちれば、う回しなければならないということもございますので、今回は、局長、副局長など、最終的に安全防災局の中で防災や危機管理に関して責任のある幹部職員1名が伊勢町公舎に待機し、待機日数も今よりも増やします。そして、もう1名の幹部職員につきましては、県庁から15分以内のホテルを借り上げてまして待機するという組み合わせでやっていきたいと考えております。

益田委員

私は前にも言ったが、警察の場合は、署長は自分の所管内に住んでいるわけです。人事異動はおおむね2年間で、家に帰りたい気持ちは分からなくはないが、そのくらいの覚悟を決めて危機管理を考えなければいけないだろうと、私は常に思っていますので、この場所についてもしつこく言ってきましたが、今後、是非検討してもらいたいと思います。

次ですが、災害時における在日米海軍との相互支援に係る覚書は、大きく新聞に出ておりまして、私も基地のある大和市に住んでおりますので、非常に注目しておりました。

先ほどの説明では、今回の覚書は都道府県では初めてで、かなり先進的なものであるとのことでしたが、以前は、災害時の在日米海軍との相互応援マニュアルがあったわけでしょう。今回は、このマニュアルから覚書へレベルアップしたという解釈でいいのか。

応急対策担当課長

マニュアルから、それぞれの責任者が署名し合う正式な文書に高めたということで、相互の支援活動の根拠を明確にしたものでございます。

益田委員

マニュアルのときは、在日米軍とのマニュアルであったが、今回の覚書は米海軍ということで、米軍全体ではありません。なぜこうなったのでしょうか。

応急対策担当課長

私どもは当初からマニュアルで米海軍と米陸軍の両者と関係を構築しておりました。この覚書につきましても、米海軍と米陸軍の両者に働き掛けを行って、最終的には両軍と連携関係を確立する方針で臨みましたが、米海軍につきましても、既に横須賀市との間で覚書が締結されていた事情があり、知事が司令官と会った際に、話が非常にスムーズに進みまして、先行して今回の締結に至ったということでございます。

米陸軍にも働き掛けを進めているところでございます。できれば今年の9月ころには、両軍からの支援を検証できればと考えております。

益田委員

米海軍の関係については、かなり効果があったと思いますが、座間や相模原といった米陸軍との関係については、相手の事情もありますから、応急対策担当課長に聞いても結論は出ないが、県民の立場からすれば、非常に不自然に思うということは知っておいてほしい。

そこで、覚書の中の「相互支援の内容」で、具体例として、消防、捜査及び救出など多く書いてあり、米海軍の消防部隊や救助部隊が支援してくれると思いますが、被災地で、こうした活動に従事してもらおう場合の位置付けや命令系統はどうなっているのか。

応急対策担当課長

在日米海軍の支援活動の位置付けについてであります。我が国の警察、消防、自衛隊等が、国内法に基づき災害時の応急対策活動を本来業務の一つとしているのとは根本的に異なりまして、米海軍の支援は、義務を負わない任意の協力による支援でございます。したがって、県としては、従来から構築してきた広域応援体制の補完的なものと位置付けております。

また、命令系統ですが、任意の協力による支援でございますので、派遣された在日米海軍が知事等の命令系統の下に置かれることはございません。

しかしながら、県から支援をお願いするときには、例えば、出勤先と支援の内容や方法を具体的に示して要請することになりますし、また米海軍側もその要請の範囲の中で活動することにもなりますので、そういう調整は働くものと考えております。

また、現場においては、自衛隊や警察、消防等の部隊との間で、具体的な役割分担を決めて支援活動を実施することになると考えております。

益田委員

要請をした場合に、任意で協力してもらおうということで、やらなければならないという義務は生じないということですか。

応急対策担当課長

この覚書の中で、「本覚書は、相互にいかなる支援供与の義務を課すものではない」と規定しておりますので、委員お話しのとおり、協力によって確立されている関係です。

益田委員

特に軍隊は命令系統が非常に大事であって、任意で協力するにしても、だれかが協力しろと言わなければ協力してくれないわけです。また一方で、県は局長を軸に危機管理体制を強化しようとしています。任意だからといって、協力してくれないこともあるのでは少しつらいと思います。今後も何とか、国でも災害対策については行っているわけですから、国が絡む問題だったら国をお願いをしても、こういうところは一つのテーマとして取り組んでほしいと思います。

この覚書の中の「計画と実施に関する基本事項」を読んでもみると、「相互支援に当たり、関係する県内米軍基地所在自治体と連絡を密にし、当該自治体と当該自治体に所在する基地との関係を尊重する」とあります。米海軍は横須賀市と締結していますので、それを最優先にして、その上で県として相互的にいろいろと協力してもらおうということになるとと思いますが、覚書を締結している自治体は横須賀市のほかにどこがあるのか。

応急対策担当課長

正確にすべてを把握しておりませんが、例えば、座間基地、相模補給廠など消防設備を持っているところについては、それぞれ地元の自治体と消防に関する協定を結んでいることは承知しております。

ただ、横須賀市と米海軍のように、災害の相互支援という形で覚書まで締結した事例は、横須賀市が初めてではないかと承知しております。

益田委員

本県は日本で第2番目の基地県ですから、そういう方向で頑張ってもらいたいと思います。

この覚書によって人が動くわけですが、米海軍が活動した際の費用は、どちらが持つのでしょうか。

応急対策担当課長

覚書の中の「計画と実施に関する基本事項」に、「災害対策に係る経費については、当該活動を実施する側の規定に基づき実施者側が負担する」と明記しておりますので、米軍が実施した支援活動に係る経費は、原則として米海軍が負担することになります。

益田委員

災害対策の例として、「避難所及び仮設住宅の設置」と書いてあります。公園やゴルフ場が広域避難所になっているが、米海軍基地はそういうわけにいかないでしょう。この「避難所及び仮設住宅の設置」とは、米海軍基地の中に、避難所を設置したり、仮設住宅を設置するという理解でいいのか。

応急対策担当課長

例示の「避難所及び仮設住宅の設置」については、委員お話しのとおり、米海軍基地の中に避難所及び仮設住宅を設置することについて、県から支援を求める場合もございます。また、逆に基地外の公園等に、米海軍のテントなどの装備や資機材を使用して避難所を設置していただく場合もあると考えております。

益田委員

基地の中を貸してもらおうということが非常に重要な問題で、基地は非常に広く、使えるスペースはあります。しかし、現実的には基地にはフェンスがあって入れないようになっています。災害が起きたときにだけ、そのフェンスを壊して入っていいということにはならないわけでしょう。

基地と近隣の人たちとは、感情的な摩擦があって、基地の中にある住宅は広々とした芝生の中にあり、こっち側は狭いところに住んでいるわけで、そういう極めて日常的な感情が基地を認めたがらないというところにあるのです。

災害が起きたとき、どう考えても、狭いところに住んでいる人たちの方が、被害を受ける確率が高いわけです。そうすると、この人たちはどこに逃げるかといったら、基地の方に逃げなければならない。ところがフェンスがあり、どうぞ避難場所として使ってくださいというのは絵空言ではないのか。私は近くに住んでいて、こう思うが、私の考え方は間違っているのか。

応急対策担当課長

実際に大規模災害が発生して、県として避難所が不足した場合には、米海軍基地の中に避難所の設置を要請しなければならないような事態になってこようかと思えます。そうした場合には、覚書に基づいて米海軍にその支援をお願いするということになります。

委員お話しの際急時の避難所としての使用については、すべての米海軍基地が活用できるとは想定しておりません。例えば、米海軍基地自体が被災して混乱状態になっている場合や、また基地の性格によっては、避難所として使用することにより米海軍の本来業務である防衛業務に支障が生ずる場合もあるかと思えます。そういう場合には、こちらから要請したとしても、米海軍側が要求には応じられないということも想定されます。

米海軍も可能な限り協力していただけるものと考えておりますが、任意の協力でございます。また、特に基地内の避難所設置につきましては、ケース・バイ・ケースでの対応が図られていくものと思えますので、確実に開放してもらえとは想定しておりません。

益田委員

ここから先は基地対策課の仕事ですので、皆さん方に言っても仕方がないが、基地対策課の仕事は、騒音の問題だけ、あるいはモニタリングといったことだけではないはず。県民の生命、財産を守ることであり、皆さん方もそうです。

こういう覚書を締結するときには、やはりきちんと詰めることは詰めておかないと、彼らは受け入れてくれない場合もあるわけです。実際に、それぞれの自治体では、広域

避難場所を決めているが、周辺の住民はそこへ行くよりも広い基地に行きたいと思っています。こうした心情を是非理解していただきたいと思います。

例えば、厚木飛行場は、飛行場ですから、人が流れ込んでヘリコプターが救援活動に出動できなくなるようなことはあってはいけません。しかし、あれだけの広さがある中で、周りの住民がどこかに避難しなければならないという場合には、二次的な広域避難場所として、このスペースまではいいですといったことくらいは、是非、危機管理といったことから話してもらいたいと思っています。

私は横須賀基地の見取り図についてはよく分からないので、横須賀基地のことは言えないが、少なくとも厚木基地については頭に入っていて、そういうスペースがあるので。野球場もあれば、ゴルフ場もあるので、少なくとも危機管理の問題になったときには、精神的に善意で応援しますという話ではなく、物理的にこういうところは開放してくれませんかとか、このところをお願いしますとか具体的なところを詰めておかないと、この覚書は絵に書いたもちになってしまう。私は非常に懸念するところでありますので、そういったことをやってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

応急対策担当課長

今回の覚書の締結によりまして、米海軍との間で、より具体的な活用方法を検討していくことが重要であると考えておりますので、米海軍との定期的な話合いの場において取り組んでまいる所存でございます。

益田委員

こういうことこそが統括危機管理官の仕事だと思います。県民の生命を守るという視点で、米軍との話合いをしないと共存できません。年に1回お祭りや盆踊りをすれば、地域住民と親しくなれるとは周りの人たちは思っていない。横須賀の場合は分かりませんが、飛行場の場合は騒音問題で住民は悪い感情を持っているわけです。ここをどうやって協力してもらうのかを県民を代表して言ってほしい。こういう危機管理で協力してくれるということがないと、いつまで経っても、この問題は解決しないと思います。

最後ですが、米海軍だけでも11施設あると思うが、この一つ一つについて、司令官などの基地の代表者、地元自治体、県が、この危機管理の問題について、特にこのスペースをどのように使うかという問題を早く話し合ってもらいたいと思いますが、感想を最後にお聞きします。

応急対策担当課長

委員お話しのとおり、市町村は、防災の第一義的責任を持つ基礎的自治体でございます。したがって、各基地と地元自治体との連携体制についても、非常に大事なことであると思いますので、今後も地元自治体と各基地との連携体制確立につきましては、地元自治体の意向を踏まえながら、県としても積極的に取り組んでいく考えであります。

益田委員

危機管理の問題について、自分たちが想定もしなかったことを考え付いて、嫌なことと言うなど、皆さん方は思うかもしれないが、議会と行政の関係は、こういうものだと思います。そちらは継続性があり、劇的に組織を変えるということはできないので、少しずつ少しずつ変えようとするわけです。

しかし、危機管理というテーマは、そんな悠長なことを言うてはいられない。突然起きたときには、みんなが被害者になるわけだし、みんなが助けに行かなければならない。そういうことでこういう質疑しているわけです。どうか、そののころをしんしゃくし

ていただき、交渉すべきところはする、組織内で検討すべきことはもう1回検討していただき、これでよしということではなく、予算の問題まで含めて、更に今後とも、この体制が強化されていくことをお願いして、私の質疑は終わります。